

(参考) 貸倒引当金の計上に係る金融商品会計に関する実務指針の概要(案)

令和元年7月12日
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

貸倒引当金の計上に係る金融商品会計に関する実務指針(以下「実務指針」という。)の概要は、次のとおり。

なお、本協会の財務諸表等の作成要領に基づき中小企業の会計に関する指針(以下「中小会計指針」という。)に従い財務諸表を作成する者その他の中小会計指針の適用を受ける者は、実務指針の定めにかかわらず、中小会計指針に従い貸倒引当金を計上することができる。

1. 一般債権

(1) 定義

経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権

(2) 算定方法

債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定する(貸倒実績率法)。

【留意事項】

- ① 企業の保有する一般債権の信用リスクが每期同程度であれば、将来発生する損失の見積りに当たって過去の貸倒実績率を用いることが最も適切であるが、期末日現在に保有する債権の信用リスクが、企業の債権に影響を与える外部環境等の変化により、過去に有していた債権の信用リスクと著しく異なる場合には、過去の貸倒実績率を補正することが必要である。
- ② 企業が新規業態に進出した場合等、過去の貸倒実績率を用いることができない場合又は適切でない場合には、同業他社の引当率や経営上用いている合理的な貸倒見積高を採用することが必要となることもある。

2. 貸倒懸念債権

(1) 定義

経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権

【留意事項】

- ① 債務の弁済に重大な問題が生じている例
 - 債務の弁済がおおむね1年以上延滞している場合

- 弁済期間の延長又は弁済の一時棚上げを行っている場合
 - 債務者に対し元本又は利息の一部の免除など弁済条件の大幅な緩和を行っている場合
- ② 債務の弁済に重大な問題が生じる可能性が高い例
- 業況が低調ないし不安定、又は財務内容に問題があり、過去の経営成績又は経営改善計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性の高い場合をいう。なお、財務内容に問題があるとは、現に債務超過である場合のみならず、債務者が有する債権の回収可能性や資産の含み損を考慮すると実質的に債務超過の状態に陥っている状況を含む。

(2) 算定方法

貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定することとされている。

(財務内容評価法)

担保又は保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法

【留意事項】

- ① 財務内容評価法を採用する場合には、債務者の支払能力を総合的に判断する必要がある。
- 債務者の支払能力の考慮事項
 - 債務者の経営状態
 - 債務超過の程度
 - 延滞の期間
 - 事業活動の状況
 - 銀行等金融機関及び親会社の支援状況
 - 再建計画の実現可能性
 - 今後の収益及び資金繰りの見通し
 - その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因
- ② 一般事業会社においては、債務者の支払能力を判断する資料を入手することが困難な場合もあり、例えば、貸倒懸念債権と初めて認定した期には、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の50%を引き当て、次年度以降において、毎期見直す等の簡便法を採用することも考えられる。ただし、個別に重要性の高い貸倒懸念債権については、可能な限り資料を入手し、評価時点における回収可能額の最善の見積りを行うことが必要である。

③ 担保の処分見込額

担保の処分見込額を求めるに当たっては、合理的に算定した担保の時価に基づくとともに、当該担保の信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮する必要がある。なお、簡便法として、担保の種類ごとに信用度、流通性及び時価の変動の可能性を考慮した一定割合の掛目を適用する方法が認められる。

④ 保証による回収見込額

保証による回収見込額を求めるに当たっては、保証人の資産状況等から保証人が保証能力を有しているか否かを判断するとともに、個人にあっては保証意思の確認、法人にあっては保証契約など保証履行の確実性について検討する必要がある。

⑤ 担保の処分見込額及び保証による回収見込額については、定期的に担保の評価や保証人の資産状況等について見直しを行う必要がある。

(キャッシュ・フロー見積法)

債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、債権の発生又は取得当初における将来キャッシュ・フローと債権の帳簿価額との差額が一定率となるような割引率を算出し、債権の元本及び利息について、元本の回収及び利息の受取が見込まれるときから当期末までの期間にわたり、債権の発生又は取得当初の割引率で割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

【留意事項】

- ① 債権の元利回収に係る契約上の将来キャッシュ・フローが予定どおり入金されないおそれがあるときは、支払条件の緩和が行われていれば、それに基づく将来キャッシュ・フローを用い、それが行われていなければ、回収可能性の判断に基づき入金可能な時期と金額を反映した将来キャッシュ・フローの見積りを行った上で、それを債権の発生当初の約定利率又は取得当初の実効利率で割り引く。
- ② 将来キャッシュ・フローの見積りは、少なくとも各期末に更新し、貸倒見積高を洗い替える。

3. 破産更生債権等

(1) 定義

経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

(2) 算定方法

債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸

倒見積高とする。

【留意事項】

- 債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならないとしている。

以 上